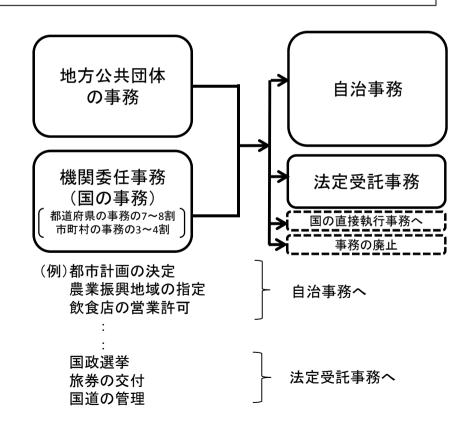
# 第1次地方分権改革

# いわゆる地方分権一括法の概要

※平成11年7月成立、平成12年4月施行 475本の法律を一括して改正

## 1. 機関委任事務制度の廃止と事務の再構成

- (1) 知事や市町村長を国の下部機関と構成して国の事務を執 行させる仕組みである機関委任事務制度を廃止 (351法律改正)
- (2) これに伴い主務大臣の包括的な指揮監督権等も廃止 (通達行政の廃止)



#### 2. 国の関与の抜本的見直し、新しいルールの創設

- (1) 機関委任事務に伴う包括的指揮監督権を廃止
- (2) 国の関与の新しいルールを創設(地方自治法)
  - ・関与は個別の法令の根拠を要すること
  - ・ 関与は必要最小限のものとすること
  - ・関与の基本類型を定め、原則としてこれによること 等
- (3) 個別法に基づく関与を整理縮小(138法律)
- (例)・教育長の任命に係る文部大臣の承認→ 廃止
  - ・公営住宅の管理等に関する建築大臣の指示→ 廃止

## 3. 権限移譲

- (1) 個別法の改正により、国の権限を都道府県に、都道府県 の権限を市町村に移譲(35法律)
- (2) 特例市制度を創設し、20万人以上の市に権限をまとめて 移譲

(例)・国→都道府県 農地転用(2ha超4ha以下)の許可権限

一定の保安林の指定・解除の権限

・都道府県→市町村 用途地域に関する都市計画の決定等 障害児に係る日常生活用具の給付

# 4. 条例による事務処理特例制度の創設

それぞれの地域の実情に応じ、都道府県の条例により、都道府県から市町村に権限を移譲することを可能とする制度。

## 5. その他

- (1) 必置規制の見直し(38法律)
- (2) 市町村合併特例法の改正